

## (お知らせ)

### 本格除染の発注について (川内村)

除染特別地域（環境省が直接除染を行う地域・11市町村）のうち川内村について、1月15日に、本格除染の事業者の公募（入札公告）を行いましたので、お知らせいたします。

受注者の決定は3月上旬を予定しており、準備作業を経て4月をめどに本格除染を始める予定です。

今後、除染実施計画が策定されているその他の市町村についても、準備が整ったところから、順次、発注していく予定です。

#### 1. 概要

平成24年1月1日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）により、除染特別地域における除染等の措置等は、特措法第28条に基づき市町村ごとに策定する「特別地域内除染実施計画」に従って進めることとされています。

今般、仮置き場の確保や除染業務の発注に必要な情報が整った川内村について、4月13日に公表した「特別地域内除染実施計画（川内村）」に基づき、本格除染の発注を行うこととなりました。

#### 2. 対象地域

川内村のうち国が除染を行う地域全域のうち農地（農地約93ha）

#### 3. 入札方式

施工体制確認型の総合評価方式（※）

※入札者の施工体制を確認しつつ、価格と技術点を総合的に評価して落札者を決定する方法。技術点の評価項目としては、新技術の提案、地域配慮、現場保管方法を規定。

#### 4. 今後のスケジュール

1月15日(火)	入札公告
1月28日(月)	質問提出期限
2月12日(火)	入札参加資格等の申請書等の提出期限
2月18日(月)	参加資格確認結果の通知
3月1日(金)	入札書の提出期限
3月1日(金)	開札

開札後、施工体制の確認等を経て、落札者を決定し契約。その後準備を行い、除染の同意をいただけたところから順次除染作業に着手します。

<問合先>

福島環境再生事務所

直通：024-573-7330

次 長：小沢 晴司

担 当：佐々木理恵